



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和6年4月15日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和6年9月11日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和5年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和6年7月2日(火)から令和6年7月4日(木)まで(郵送による場合は、令和6年7月4日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和6年10月17日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

令和6年4月15日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和6年9月11日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものに従事したもの
- 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。))

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和5年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和6年7月2日(火)から令和6年7月4日(木)まで(郵送による場合は、令和6年7月4日までの消印のあるもの)に限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和6年10月17日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。
- この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

東御市における県営祢津御堂地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年4月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営祢津御堂地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和6年4月16日から令和6年5月16日まで
- 3 縦覧の場所
東御市役所(農林課)

農地整備課

公告

令和6年4月8日、東御市所沢川水系土地改良区の定款変更を認可しました。
令和6年4月15日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

農地整備課

公告

令和6年4月8日、塩尻市塩尻東土地改良区の定款変更を認可しました。
令和6年4月15日

長野県松本地域振興局長 宮 島 克 夫

農地整備課

公告

令和6年4月8日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。
令和6年4月15日

長野県松本地域振興局長 宮 島 克 夫

農地整備課

公告

新田堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。
令和6年4月15日

長野県松本地域振興局長 宮 島 克 夫

理 事

新 任

氏 名 住 所

山 崎 豊 三 安曇野市豊科3614番地

退 任

氏 名 住 所

岡 村 健 安曇野市豊科2910番地

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。
令和6年4月15日

長野県長野地域振興局長 坪 井 俊 文

監事

新任

氏名 住所

水澤宏夫 長野市豊野町豊野1176番地8

退任

氏名 住所

神尾公尚 長野市大字高田287番地7

農地整備課

公告

長野平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和6年4月15日

長野県長野地域振興局長 坪井俊文

理事

新任

氏名 住所

小森隆広 長野市若穂川田2788番地

千野登 長野市大字北堀369番地

竹中則義 長野市大字三才191番地

田中章一 長野市大字風間600番地1

善財良治 長野市豊野町豊野1926番地

重任

氏名 住所

荻原健司 長野市大字石渡140番地24

小林正幸 長野市大字稲葉1685番地4

岩崎久幸 長野市大字大町37番地

徳永達夫 長野市大字赤沼1677番地

中野元男 長野市大字柳原1498番地

福田文幸 長野市大字屋島2592番地

米倉竹治 長野市大字上駒沢3番地

市川和彦 長野市大字大豆島759番地

上野光則 長野市西和田2丁目7番18号

倉石修嗣郎 長野市大字高田279番地1

村松正親 長野市豊野町浅野1115番地2

退任

氏名 住所

森山和幸 長野市大字南堀208番地1

轟一郎 長野市大字風間1983番地

村山悦郎 長野市豊野町豊野1377番地

監事

重任

氏名 住所

檀原哲雄 長野市大字三才2197番地

神谷伸一 長野市真島町真島1347番地2

小出貞之 長野市大字大豆島1597番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年4月15日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

1 (1) 許可番号

令和5年8月22日 長野県佐久建設事務所指令5佐建第66-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市取出町字野沢道455-1、455-5、472-17、472-33、473-13、480-1、480-4の内、480-8

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込3056

佐久市長 柳 田 清 二

2 (1) 許可番号

令和6年3月22日 長野県佐久建設事務所指令5佐建第66-30号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字馬瀬口字分杭1601-3、1601-4の内、1601-8、1601-9、1601-10、1601-13、1602-4、1603-1、1603-1先、1603-3、1603-4、1603-4先、1603-5、1604-3、1604-3先、1604-5先、1604-6、1604-7、1604-7先、1604-8

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字追分466-1

株式会社フラワーフィールド 代表取締役 鈴木 照 明

3 (1) 許可番号

令和5年12月13日 長野県佐久建設事務所指令5佐建第66-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市御馬寄字十二新田1131-1、1131-4、1132-1、1132-4、1132-5、1133、1134、1136、1137-1、1137-2、1137-3、1137-4、1138、1138先、1139-3、1139-6、1139-7、1140、1181-1、1181-2、1181-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市御馬寄1132

有限会社エンジニアリングウッド 代表取締役 小野澤 厚 史

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年4月15日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

1 許可番号

令和6年3月19日 長野県佐久建設事務所指令5佐建第66-25号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字追分字反日向97-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区南久宝町4-5-17

株式会社 d h p 都市開発 代表取締役 榎 本 泰 之

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年4月15日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

1 (1) 許可番号

令和5年12月12日 長野県長野建設事務所指令5長建第61-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字坂田字上原394-1、394-ロ、394-ハ、396-3、396-5、396-6、398-7

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町3-2-22

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行

2(1) 許可番号

令和6年3月25日 長野県長野建設事務所指令5長建第61-16号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂南1-2104-30、1-2104-31

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市中央区明石2-2-20

ハーバーエステート株式会社 代表取締役 石村良明

都市・まちづくり課